静岡県告示第204号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第１項及び第72条第１項の規定により、次に掲げる土地の区域を津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域に指定する。

平成30年３月27日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

１　津波災害警戒区域

⑴　区域

次の図に示す伊豆市土肥、伊豆市小土肥、伊豆市八木沢及び伊豆市小下田の一部の区域

⑵　基準水位

次の図のとおり

２　津波災害特別警戒区域

次の図に示す伊豆市土肥、伊豆市小土肥、伊豆市八木沢及び伊豆市小下田の一部の区域

（「次の図」は省略し、静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県沼津土木事務所及び伊豆市役所に備え置いて縦覧に供する。）